

## 山田義仁税理士事務所 事務所通信vol.10

2006年1月11日号



明けましておめでとうございます。  
本年もよろしくお願いいたします。

昨年12/15に、自民党が発表した税制改正案について、まだまだマスコミも騒いでくれているのですが、中小企業の同族会社に対して、かなり厳しい納税を強いる改正案となっています。

詳細は、事務所通信1月号の2ページ目にありますが、同族会社の役員の給料の一部を、法人税の計算上、損金(費用)と認めないというものです。

この改正案の適用対象となる法人が、役員報酬を月80万円払っている場合には、法人税額が65万円程アップしてしまいます。  
今までと同じ営業成績を上げていたとしても、いきなり、65万円の納税資金の準備が必要になります。

国会議員(特に自民党)に知り合いのいる方は、この改正がどれだけ中小企業に影響を与えてしまうのか、是非話し合ってくださいと思います。

- 1 事務所通信1月号のお知らせ
- 2 確定申告のお知らせ

### 1 事務所通信1月号のお知らせ

毎月お客様に印刷物としてお配りしている事務所通信のHP版です。  
今回の記事は、「自民党税制改正案」を中心にご紹介しています。

[印刷用事務所通信1月号PDFはこちらから](http://tax.ymd-no1.com/200601.pdf)

<http://tax.ymd-no1.com/200601.pdf>

### 2 確定申告のお願い

確定申告の時期になりました。  
山田事務所から、必要書類のお願いがあると思いますが、ご協力よろしく  
お願いします。